

燕市育児短時間勤務給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備を図るため、市内の事業所で勤務する労働者が育児のための短時間勤務制度を利用した場合に、当該労働者に対し、予算の範囲内において燕市育児短時間勤務給付金(以下「給付金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条に規定する措置及び企業等において就業規則、労働協約等に定める育児のための短時間勤務制度をいう。
- (2) 労働者 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。
- (3) 市税等 市民税、固定資産税、軽自動車税をいう。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付対象となる労働者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 雇用保険の被保険者として雇用されていること。
- (2) 常勤の国家公務員又は地方公務員の身分を併せ持っていない者であること。
- (3) 燕市つばめ子育て応援企業の認定に関する要綱(令和2年燕市告示第126号)に定めるつばめ子育て応援企業又はつばめ子育て応援企業プラス(以下「つばめ子育て応援企業等」という。)に勤務する労働者であること。

(4) 市税等を滞納していないこと。

(5) 市やマスメディアの取材及び広報活動に協力すること。

(6) 燕市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

- 2 市内に本社のあるつばめ子育て応援企業等において、市外の事業所に勤務する労働者は、市内に住所を有する者に限り、給付金の交付対象とする。
(交付要件)

第4条 交付要件は次のとおりとし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 交付対象者が勤務するつばめ子育て応援企業等において、就業規則又は労働協約等により育児短時間勤務制度を設けていること。

(2) 交付対象者は、2歳から3歳未満の子を養育するために育児短時間勤務制度を利用すること。

(3) 交付対象者が育児短時間勤務した月の月額賃金が、育児短時間勤務を開始した直前の月の月額賃金より10,000円以上減額となっていること。

- 2 前項第3号の規定について、産前産後休業、又は出生時育児休業、若しくは育児休業から引き続き育児短時間勤務をしている場合は、育児短時間勤務した月の月額賃金が、当該休業を開始した直前の月額賃金より10,000円以上減額となっていることとする。

(交付額等)

第5条 交付する給付金の額は、1月10,000円を基準額とし、育児短時間勤務した月数を乗じた額とする。

- 2 育児短時間勤務をした日数が1月に満たない月がある場合は、前条第1項第3号の規定に該当する場合に限り、当該月を1月とみなす。

(交付申請及び実績報告)

第6条 給付金の交付を受けようとする労働者は、育児短時間勤務の終了日から1月以内に、燕市育児短時間勤務給付金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 育児短時間勤務に関する労働協約又は就業規則の写し

- (2) 雇用保険被保険者証の写し等雇用保険の被保険者であることが確認できるもの
 - (3) 育児短時間勤務に係る子との関係を証明できるもの(住民票の写し、母子健康保険手帳の写し等)
 - (4) 育児短時間勤務申出書の写し
 - (5) 出勤簿の写し等育児短時間勤務状況及び育児短時間勤務を開始した直前の月の勤務状況が確認できるもの
 - (6) 賃金台帳の写し等育児短時間勤務した期間の月額賃金及び育児短時間勤務を開始した直前の月の月額賃金が確認できるもの
 - (7) 労働者に係る市税等の納税証明書又は納税状況確認に係る同意書
 - (8) 第3条第1項第6号に関する誓約書
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する給付金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、給付金の交付又は不交付を決定し、燕市育児短時間勤務給付金交付決定通知書(様式第2号)又は燕市育児短時間勤務給付金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該交付申請をした者に通知するものとする。

(給付金の請求)

第8条 給付金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が給付金を請求しようとするときは、前条の給付金交付決定通知書を受領した日から起算して10日以内に、燕市育児短時間勤務給付金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この告示の規定又は給付金交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が指示した事項に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかにその理由を付して、燕市育児短時間勤務給付金交付決定取消通知書(様式第5号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(給付金の返還)

- 第10条 市長は、前条第1項の規定により給付金の交付の決定を取り消した場合において、既に給付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

- 第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後の育児短時間勤務について適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から令和8年3月31日までの間にあっては、第6条中「育児短時間勤務の終了日から1月以内」とあるのは、「育児短時間勤務の終了日が属する年度の3月31日まで」と読み替えるものとする。